

第5部 債権各論

8. その他の典型契約

■ 112-1 雇用契約

【雇用契約】労働者が使用者の労働に従事することを約束し、使用者は労働者に報酬を払うことを約束する双務・有償・諾成契約。

	類似点	相違点
雇用契約	他人の労働の利用を目的とする	仕事の完成を目的とする
請負契約		
委任契約		一定の事務処理を相手方の自由な判断に信頼して委ねることを目的とする
寄託契約		他人の物を保管することを目的とする

■ 112-2 使用者や労働者の義務

- 使用者の義務
- ①報酬支払義務（623条）
 - ②労働者の承諾がなければ雇用権を第三者に譲渡できない（625条1項）
 - ③特別法などで労働者の生命・健康などの安全を保護する義務がある

*特別法＝労働基準法、労働組合法、労働関係調整法

条文（雇用）第623条

雇用は、当事者の一方が相手方に対して労働に従事することを約し、相手方がこれに対してその報酬を与えることを約することによって、その効力を生ずる。

条文（使用者の権利の譲渡の制限等）第625条

- 使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。
 2 労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己に代わって第三者を労働に従事させることができない。
 3 労働者が前項の規定に違反して第三者を労働に従事させたときは、使用者は、契約の解除をすることができる。

- 労働者の義務
- ①労働に従事する義務
 - ②使用者の承諾なしに他人を自分の代わりに労働に従事させてはならない（625条2項）

身元保証人の義務＝労働者が使用者に与えた損害に対して責任を負う。

ただし、期間の定めのない身元保証契約では3年間、商工業見習者については5年間にその期間が限定されており（身元保証ニ関スル法律第1条）、期間の定めがあっても5年を超えることはできない（同法2条1項）。

条文（使用者の権利の譲渡の制限等）第625条

- 2 労働者は、使用者の承諾を得なければ、自己に代わって第三者を労働に従事させることができない。

■ 113-1 請負契約

【請負契約】請負人が仕事を完成することを約束し、注文者がその仕事の結果に対して報酬を払うことを約束する双務・有償・諾成契約（632条）

条文（請負）第632条

請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

■ 113-2 注文者や請負人の義務

注文者の義務＝請負人に報酬を支払う義務

- 請負人の義務
- ①仕事を完成させること
 - ②完成した仕事の目的物に瑕疵があったときにはその担保責任を負う義務

- 目的物に瑕疵があった場合の注文者の権利
- ①相当期間を定めて直すように請求できる（修補請求権＝634条1項）
 - ②損害を賠償するよう請求できる（損害賠償請求）。損害賠償請求は修補に代え、また修補とともにすることができる（634条2項）。
 - ③請負契約をしたもくてきを達せられれば場合は契約を解除できる

*ただし、建物その他の土地の工作物については、いかなる場合も瑕疵の理由での解除はできない（635条）。建物は高価な上に、請負人に取り壊しを命じるのはかわいそうで、何よりもったいない！修理とか損害賠償で我慢して欲しいというわけ。

*瑕疵が注文者が提供した材料の性質、注文者の与えた指示によって生じたものである場合、請負人がその材料や指示の不相当であることを知っていて告げなかった場合の除き、請負人はこれらの担保責任を負わない（636条）。

*補修請求はどんな場合でもできるわけではなく、瑕疵が重要でない場合で修補するには費用がかかり過ぎる場合にはできない（634条1項）。損害賠償で我慢すること。

*補修請求、損害賠償請求、契約の解除は目的物の引渡を受けたりあるいは仕事の終了から1年以内に行わなければならない（637条）。決して瑕疵を発見してから1年以内ではないことに注意。

*ただし、建物その他土地の工作物については5年以内となり、特に石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造、その他これらに類する構造の工作物の場合は10年に延長される（638条1項）。

*その瑕疵により土地の工作物がその期間内に滅失・損傷したときは期間が短縮され、補修請求・損害賠償請求は滅失・損傷の時から1年以内になる（638条2項）。

■ 1 1 3 - 3 請負の解除

- 請負の解除 {
- ①請負人の完成させた仕事に瑕疵があり、請負契約をした目的を達せられない場合。ただし、建物その他土地の工作物の請負の場合は解除できない（635条）。
 - ②請負人が仕事を完成しない間であれば注文者は損害を賠償すれば契約を解除できる（641条）。この場合は建物その他土地の工作物であっても解除できる。
 - ③注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人や破産管財人は契約の解除ができる（642条1項）

売買の瑕疵担保責任	瑕疵が隠れたものであることが必要（570条）。 事実を知った時から1年以内に行使しなければならない（570条）
請負の瑕疵担保責任	瑕疵が隠れたものである必要はない（635条） 引き渡した時から1年以内、あるいは滅失・損傷の時から1年以内に行使（637条・638条）。

■ 1 1 4 - 1 委任契約

【委任契約】委任者が法律行為をなすことを受任者に委託する契約（643条）。諾成契約だが、双務・片務、有償・無償のどちらもあり得る。

【準委任】法律行為でない事務を委託するときも委任の規定が準用される（656条）。

■ 1 1 4 - 2 受任者の義務

- 受任者の義務 {
- ①委任の本旨に従って善良な管理者の注意を持って委任事務を処理しなければならない（644条）。
 - ②委任者の要請があれば、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任が終了した後は遅滞なくその経過と結果とを報告しなければならない（645条）。
 - ③委任事務を処理するに当たり、受任者が金銭その他のもの（取得も含む）を受け取ったときはそれを委任者に引き渡し、また委任者のために受任者が自己名義で権利を取得したときは、その権利を移転しなければならない（646条）。
 - ④委任者に引き渡さなければならない金額、または委任者の利益のために用いなければならない金額を受任者が自分のために消費したときは、その消費した日以後の利息を支払い、また損害のあるときはそれを賠償しなければならない（647条）。

■ 1 1 4 - 3 委任者の義務

- 委任者の義務 {
- ①報酬に関する特約があれば、受任者に報酬を支払わなければならない（648条1項）。ただし、特約がなければ支払う必要はない。
 - ②委任事務を処理するに当たり、費用を要する場合、受任者の要請があれば、それを前払いしなくてはならない（649条）。
 - ③受任者が委任事務を処理するに当たり必要な費用を支出した場合は、受任者の要請があれば支出した日以後の利息をつけてその費用を返さなければならない（650条1項）、受任者が必要な債務を負ったときは、その債務の肩代わりや債務が弁済期に至らない場合には相当の担保を提供しなければならない（650条2項）、受任者が過失なくして損害を受けたときは、それを賠償しなければならない（650条3項）。

*委任者の賠償責任=無過失責任

【無過失責任】自分に過失がなくても責任を負うこと

■ 1 1 4 - 4 委任の解除

各当事者はいつでも契約を解除できる（651条1項）。ただし、相手方に不利な時期に解除するとき、またはやむを得ない事由が有る場合の他は損害を賠償しなければならない（651条2項）。

*解除の効力は遡及しない（652条）。

*委任者だけでなく受任者の利益をも目的とする委任の場合は、委任者は651条による解除をすることができない(大判大正9年4月24日)。

*当事者の一方が死亡したり、破産手続開始の決定を受けたり、あるいは受任者が後見開始の審判を受けたときは、委任は終了する（653条）。

★代理権の消滅原因と委任の終了原因を比較すべし！！

委任の終了原因	委任者	受任者
死亡	○	○
破産手続き開始の決定	○	○
後見開始の審判	×	○

■ 115-1 寄託契約

【寄託】受寄者（じゅきしや）が寄託者のために寄託物を保管する契約（657条）。要物契約だが有償・無償、双務・片務の両方とも可能。

■ 115-2 受寄者の義務

- 受寄者の義務（保管人）
- ①寄託物を保管する義務があり、注意義務の程度は有償寄託で400条により「善管注意義務」が要求され、無償寄託では自分の財産を保管するのと同じ程度の注意でよい（659条）。
 - ②寄託者の承諾がなければ寄託物を使用したり、あるいは第3者に保管させてはダメ（658条1項）。
 - ③寄託物に関して第3者が訴訟を起こしたり、差押え、仮差押え、仮処分等をしてきたときは、遅滞なくそのことを寄託者に通知しなければならない（660条）。
 - ④保管に際して、受寄者が金銭などを寄託者のために受け取ったときは、それを寄託者に引き渡さなければならない。また寄託者のために自己名義で権利を獲得したときはその権利を寄託者に移転せねばならない（665条による646条の準用）。
 - ⑤寄託者に引き渡さなければならない金額、または寄託者のための利益のために用いなければならない金額を受寄者が自分のために消費したとき、その消費した日以後の利息を支払い、損害がある場合はそれを賠償しなければならない（665条による647条の準用）。
 - ⑥寄託が終了すると寄託物を返さなければならない（662～664条）。

■ 115-3 寄託者の義務

- 寄託者の義務（依頼人）
- ①報酬に関する特約があれば、受寄者に報酬を支払わなくてはならない（665条による648条の準用）
 - ②保管に当たり費用を要する場合、受寄者の要請があれば、それを前払しなくてはならない（665条による649条の準用）。
 - ③保管に当たり、受寄者が必要な費用を支出したときは受寄者の要請があれば支出した日以後の利息を付けてその費用を返さなければならない（665条の650条1項の準用）、また受寄者が必要な債務を負ったときは同じくその債務を肩代わりしたりあるいは債務が弁済期に至らない場合には相当の担保を提供しなくてはならない（665条による650条の準用）。
 - ④寄託物の性質または瑕疵によって生じた損害の賠償を受寄者にしなければならない。ただし、寄託者が過失なくして寄託物の性質又は瑕疵を知らなかったこと、または受寄者がこれを知っていたことを寄託者が証明すれば責任を負わなくてもよい。（661条）。

委任者の賠償責任＝無過失責任

寄託者の賠償責任＝無過失、寄託物の性質・瑕疵の不知、受寄者の確知を証明すれば責任を負わない

【遅滞なく】「直ちに」ほど時間的即時性は強くない。正当な理由による遅滞は許容されると解されている。

■ 115-4 寄託物の返還時期

時期を定めなかったときは、寄託者はいつでも返還を請求でき、受寄者もいつでも返還してもよい（662条参照、663条1項）。

*返還の時期を定めた場合でも、寄託者はいつでも返還を請求できる（662条）し、受寄者はやむを得ぬ事由が無い限りは返還の時期が来るまでは保管しなくてはならない（663条2項）。

	雇用	請負	委任	寄託
共通点	他人の労働を利用するところ			
契約の目的	労働それ自体	特定の仕事の	一定の事務	他人の物の
労働の従属性と独立性	労働者は使用者に從属的	請負人は注文者から独立的	受任者は委任者から独立的	受寄者は寄託者から独立的
有償・無償	有償	有償	原則は無償 特約で有償可	原則は無償 特約で有償可
例えば	労働者の雇用	建設工事の請負	不動産売買の委任、弁護士への委任	倉庫業者への寄託

■ 116-1 組合契約

【組合契約】何人かの当事者が出資をして共同事業を営む事を約束する契約（667条1項）。

*組合契約の結果「団体」が生じる。これは「社団」ほど団体性が強くない。

*団体性の強弱

社団法人 > 権利能力なき社団 > 組合

*当事者（組合員）全員が出資しなければならないが、金銭・土地・建物の他にも、債権や財産的価値のあるものも含まれる。

*その目的を達成するために業務を執行しなければならない。組合の業務執行は組合員の過半数で決まるが（670条1項）、組合契約で何人かの組合員に業務執行を委任したときに、その過半数で決めることになる（670条2項）。もっとも日常のちょっとした事務（常務）については、各組合員または各業務執行者が単独で行うことができる（670条3項）。

■ 116-2 組合の財産関係

組合財産＝総組合員の共有（668条）。

その持分の処分や組合財産の分割要請には制限あり（676条）。

組合事業により利益を生じたり損失を生じたりした場合、契約で定めがなければ、各組合員の出資した価額に応じて利益の分配を受けたり、損害を分担しなくてはならない（674条1項）。

組合の債権者は、債務発生当時、この損失分担割合を知らなければ、全組合員に対して等しい割合で請求ができる（675条）。

■ 116-2 脱退

一定の場合任意に脱退できる（678条）。

死亡、破産手続き開始の決定・後見開始の審判・除名処分を受けたとき脱退したことになる（679条）。

■ 116-3 解散

目的たる事業の成功、不成功が確定した場合は解散するが（682条）、その他やむを得ぬ事由があるとき、各組合員は解散請求をすることができる（683条）。

■ 177-1 終身定期金

【終身定期金】当事者の一方が自己・相手方または第3者に給付することを約束する諾成契約（689条）。総務・片務、有償・無償は両方可能。

*年金制度が成立した現在はあまり利用される余地がない。

■ 118-1 和解

【和解契約】当事者が互いに譲歩して、その間に存在する争いをやめることを約束する双務・有償・諾成契約（695条）。

*日本は訴訟を好まないため、和解が紛争解決手段として重要な役割を果たす。

判例

和解の合意対象事項自体に錯誤があっても、後で和解契約の無効を主張できない。でも、和解の前提として争わなかった事実について錯誤がある場合は、錯誤無効を主張できる（大判大正6年9月18日）。

和解契約が解除された場合、和解によって免除された権利は復活する（大判大正10年6月13日）。

これは取消や無効原因の知・不知を意味し、『善意を不知』、『悪意を知』と呼びます。

②過失 重過失・軽過失

これは善意の場合に出てくる用語で、『過失は過ち』を指し『重過失はその程度が酷く、普通ならばそのような過ちはしないだろう。』という程度です。

また『軽過失はその程度が軽微で、通常考えられるだろう過ち。』という程度です。

③有過失・無過失
『有過失は、過失がある』という意味で、重過失・軽過失を両方を含みます。『無過失は過失が無い』という意味です。